

I 理念・目的・教育目標

本研究科の教育理念及び目的は、学則第1条に謳う通り、「本塾建学の精神に則り、学理および応用を教授研究し、法律に関する高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うこと」にある。具体的には、21世紀の法化社会の必要とする法曹に求められる多様な幅広い人材の育成を行うべく、法曹資格取得の最低要件である（新）司法試験に合格する為の、実務をも視野に入れた基本的法学教育を実施すると共に、他部局ならびに卒業生等の協力を仰ぎつつ、国際性、学際性、先端性をキー・コンセプトとして、新たな法曹像を確立する為の高度な法学教育及び研究を実施する。

II 教育研究組織

法務研究科（法科大学院）は、慶應で初めての専門職大学院として、2004年4月に設置された。教員数は、専任として、研究者教員21名、実務家教員11名、専任・その他13名（法学部法律学科の専任教員を兼務する）、みなし教員7名（専任とみなす教員）、助手1名の計53名と、兼任教員（2004年4月1日現在）で構成されている。学生数との比率は設置基準を満たしており問題はないと思われる。

法曹養成を主眼とする専門職大学院という全く新しい組織の性格上、教育組織としても、研究組織としても、最善な組織形態の探究こそが急務であって、現時点での妥当性等を判断し得る状態にはないというのが正直なところであるが、円滑な日常活動の観点ということからだけでも、幾つかの大きな課題は指摘することができよう。

本研究科においては、極めて広範な且つ基本的ならびに先端的な専門領域についての教育を提供する必要性に鑑みると、マンパワー、特に、大学教育に習熟した専任の教員が絶対的に不足している。この点は、教育・研究を実施する構成員と学校行政ないし組織運営（いわゆるスクール・アドミニストレーション）を行う構成員とが適切に区分され、機能分担を行うことによって、相当程度までカバーされ得るが、組織構成に際してそのような観点が活かされていない。構成員の広い支持を得た執行部の強力なリーダーシップを早期に確立して、安定した堅固な教育組織作りを急ぐ必要がある。

従前の法律学の研究は、いわば徒弟制的な養成と個人技としての実施とでも形容すべき状態に担われてきたように思われるが、本研究科がキー・コンセプトとした国際性、学際性、先端性の要求される現在の法律学においては、機動的なチーム・プレイが不可欠であり、且つ、多くのチームを適切に制御する為のシステムが必要である。これまた、まずは、構成員からの学問的な尊敬を得た強力なリーダーシップの下で当面の研究組織作りを図り、その後の漸進的な改善を期待する他ないであろう。

その他、教育についてにせよ、研究についてにせよ、必要な予算の獲得及び組織内での適切な配分システムの確立、構成員の流動性向上の為のシステムの確立等々が急がれていることも、改めて述べるまでもない。

Ⅲ 教育研究の内容・方法と条件整備

Ⅲ－１ 教育・研究指導の内容等

(1) 教育課程

本研究科は、専門職大学院であり、従来にいわゆる研究指導に該当するものは基本的に行っていないので、以下では主として教育内容について述べることにする。

なお、本研究科を修了した後の進路として法学研究者を希望する学生も予想されるが、そのような学生については、本学・他学の法学研究科博士課程等への進学を可能とする為、2005年度から、当該学生の希望する本研究科教員の下での一定レベルの個別指導と修士論文に代わりサーチ・ペーパーの執筆の為のプログラムを立ち上げたところである。

本研究科はいわゆる法科大学院であり、文科省の設置基準等により必修として要求される「法律基本科目」や「法律実務基礎科目」の教育が極めて大きな比重をしめることはいうまでもないし、その限度においては、教員及び学生の能力から来る質の高さ・領域の拡大は別として、標準化された内容の教育を行っている。専門的科目・教養的科目の量的配分等も、規定されているので、問題となり得ない。他面、独自の特徴を示すことのできる選択科目については、実務的観点をも踏まえた100以上の国際的、学際的、先端的な科目を展開し、基本的に20数名での少人数教育を行っている。学生が年間に修得可能な単位数も文科省の設置基準等で規定されている為、必修・選択科目の量的配分も問題たり得ない。カリキュラムとして纏めれば、以下の通りである。

法学未修者が履修する標準型1年次のカリキュラムにおいては、法律基本科目につき集中的な基礎教育を行う。40人程度にクラス分けし、双方向的手法を用いた講義形式を基本としつつ、能動的・創造的能力としての法的思考力を鍛錬する。

法学既修者も加わって履修する標準型2年次では、「総合」科目を中心とする法律基本科目によって基礎的学識を深化させ、応用的な法的思考力を鍛錬する。「総合」科目は、40人程度にクラス分けし、演習形式で行う。また、法律実務基礎科目を開講して、実務教育への導入をはかる。さらに、25人以下の少人数クラスによる極めて高度なワークショップ・プログラムをはじめとする多彩かつ豊富な選択科目によって、国際性、学際性、先端性を備えた法律家としての学識を涵養する。選択科目は、科目数と学生数との比率からして、必修科目以上に、極めて小人数かつインテンシブな授業になる。

標準型3年次では、法科大学院教育の総仕上げとして、公法、民事法、刑事法の各法分野を統合した「総合」科目を開講する。synthesisとanalysisの繰り返しによって、それぞれの法分野についての学識と法的思考力を陶冶する。また、法律実務基礎科目においては、訴訟手続の流れに沿った実務演習を行い（模擬裁判を含む）、それぞれの立場の法律家が担っている役割を体験的に学習するとともに、実務家としての基礎的素養を身に付けさせる。さらに、2年次に引き続き、多彩かつ豊富な選択科目を履修することによって、各人の専門性により一層の磨きをかけさせる。

なお、国際性を謳う本研究科の特徴の1つとして、英語による米国法を中心とした科目群の提供という点がある。語学能力については、入試の評価資料に語学能力証明を入れて担保している。

本研究科は、専門職大学院であると同時に、いわゆる独立大学院であり、かつまた、多様な専門領域出身の法律専門家養成という法科大学院制度の理念との関係上、学部教育との連続性ないし連携性ということは、制度設計上、余り顧慮されていない。

(2) 高・大連携への取組み

該当せず。

(3) 国家試験への対応

法科大学院制度自体が、国家試験たる（新）司法試験の受験資格を付与する為のシステムでもあり、他学の法務研究科等の中には（新）司法試験への対応に特化した教育を誇るところもあるが、本研究科は、法曹養成制度の中での法科大学院本来の位置付けに鑑みた教育を行えば、（新）司法試験への特段の対応は不要であると考えている。もちろん、学生のニーズに応じて、国家試験受験に長い歴史と実績を有する法学部附属施設としての司法研究室との連携を構築しつつあるし、国家試験用参考書等を自習室に備付するというような基本的なことは行っている。公務員試験やその他の国家資格試験については、パラリーガルの養成という観点も含め、検討中である。

(4) 医学系・看護系のカリキュラムにおける臨床実習・臨地実習の位置付けや運営方法

該当せず。

(5) インターンシップ

大学院レベルでのインターンシップあるいはエクスターンシップの実施は既に特筆に値するようなものではないが、専門職大学院たる法科大学院におけるインターンシップあるいはエクスターンシップには関与する業務の形態や内容との関連で、特に守秘義務との関連で、難しい問題が存する。

本研究科では、弁護士事務所を開設して弁護士の監督の下で学生に実務の一端を担わせて教育する、というクリニカル・リーガル・スタディーズ（臨床的法学学習）＝インターンシップは、効率性の観点等をも踏まえると、法科大学院の教育内容としては妥当ではない、と判断し、実施していない。

他方、協力していただける既設の弁護士事務所に学生を派遣して当該事務所の監督の下に学生に実務の一端を担わせて教育する、というエクスターンシップについては、東京を中心とした30法律事務所程度と連携し、春休み・夏休みを中心に実施している。また、やや特殊であるが、国際開発事業団（JICA）との連携の下、ラオスにおける法整備支援のエクスターンシップも今後継続的に派遣の予定である。

(6) 国内外の他大学との単位互換

2005年度から早稲田大学法務研究科との単位互換を試行する予定である。

課題としては、両校の学事日程、時間割、履修期間、試験期間、成績評価など制度上の相違をどのようにして摺り合わせるか、という基本条件の整備が第1のものとして残されている。また、三田と早稲田という物理的な距離を埋める為に、遠隔授業システム等を構築する必要もある。

(7) 外国人留学生、帰国生、ニューヨーク学院からの進学者などに対するカリキュラム上あるいは教育指導上の配慮

該当せず。

(8) 外国人留学生の受入れ・国際プログラムの実施状況

本研究科は発足したばかりであり、現時点においては、外国人留学生を受入れていない。

しかし、既に外国人学生からの個人的な照会もあるし、学術交流協定の締結を促進している関係上、早急に外国人学生の受入れ・国際プログラム等を開始する準備を進める必要がある。

外国人学生の受入れに関しては、いうまでもなく、カリキュラムとの整合性をいかに保つか、日本法の教育を行うとする場合に要求される日本語能力を有する学生をどのように確保するか、等々の課題がある。国際プログラムに関しては、英語による日本法あるいはアメリカ法教育を行える教員は既にいるので、その教員の負担や実施の場所・時間等のアドミニストレーションが主たる課題と成るであろう。

(9) 障害をもつ学生への教育上の配慮

2004年度の既修者コースに1名の視覚障害者が在籍している。本人が本塾卒業生で三田の施設等に慣れていることは幸いであったが、教職員・学生ボランティアが一体となり、入学時のガイダンス前から、履修申告、教材の配布、試験実施等について、可能な限りの対応をしている。差別等の問題は、特に生じておらず、教育上の配慮といっても難しいものは少ない。具体的には、当該学生専用の部屋を確保し、読取りソフトをインストールしたPC、両面の読取りが可能なスキャナー、裁断機を備え付け、授業に必要な参考書等をスキャナーで読込み、それを読取りソフトで聞くことを可能にしている。授業にあたっては、視覚障害の学生が履修していることを担当教員に事前に知らせ、教員と学生の間で、できることできないことを率直に話すようにしている。教材・資料等で電子情報化の可能なものは、最大限電子情報化し、専用のメール・アカウントに送付することで相互の便宜・意思疎通を図っている。試験実施にあたっては、試験問題を点訳し、それを、別室において通常の1.5倍の時間で点字によって回答するようにしている。試験終了後は、その点字回答を墨訳し、担当教員に送付し採点するという形式をとっている。

(10) 社会人の再教育・生涯教育の実施状況、また社会人学生に対するカリキュラム・研究指導上の配慮

該当せず。

Ⅲ-2 教育・研究指導方法とその改善

(1) 教育効果をより適切に測定（評価）するための工夫改善への組織的取り組み

毎学期末に、総ての科目につき、受講学生による授業評価を実施し、学生の生の声を教員が聞くことができるようにしている。その部分については、教員が目を通してコメントを作成し、授業評価の数量的な統計と共に小冊子として全学生に配布・公表している。

(2) 成績評価の厳格性・客観性を確保するための仕組み

履修科目単位については、文科省の設置基準等で上限設定が為されており、各学年ともその単

位数を上限に履修することとなっている。必修科目の多いことと相俟ち、評価の甘い科目を選んで履修登録するというようなことも難しくなっている。

学業成績の評語は、A、B、C、D、E、Fの6段階で示され、A～Dが合格、Eは再試験による合格、Fが不合格である。A～DとE・Fの間は、100点満点にして60点を境界とした絶対評価であり、A、B、C、Dは相対評価である。相対評価のガイドラインは、2004年度においては、A：10%、B：20%、C：40%、D：30%で、各評語に関して±10%の裁量が認められていたが、2005年度からは、A：15%、B：25%、C：40%、D：20%で、各評語に関して±10%の裁量が認められる予定である。必修科目に関しては、Fが1つでもあれば原級となる。

更に、GPA（Grade Point Average）システムも併用され、A：4.0、B：3.0、C：2.0、D：1.0、E：0.5、F：0.0で換算し、GPAの値で1.5以上を進級要件、修了要件としている。

(3) 適切な履修指導または効果的な研究指導を行うための制度・工夫

各学生が自己の目標実現との関連で最善の科目履修を行えるよう、年度当初に学習指導委員会が全体ガイダンスを実施する他、5名程の委員が2日間8時間に渡って個別学習指導を行っている。

また、1年生・2年生については、学習指導委員を含むクラス担任を定め、履修指導を含めた相談に随時応じる制度が整備されている。従って、未修クラスで入学した学生には2年間に渡ってクラス担任が付き、サポートすることになっている。

休学に際しては、学習指導委員が個別的に面接し、復学後の履修について事前に助言している。原級者についても、同様な対応をする予定である。また、未修者を中心にして、法的な議論等についていけない恐れある者（原級の恐れある者）等については、若手弁護士を中心とした入門ゼミを開催し、サポートしている。

授業内容等に関する個別・具体的質問等に関しては、原則的に全教員にオフィスアワーの実施を義務付けて、応じている。

(4) 教育改善または教育研究指導方法の改善への組織的な取り組み

全授業担当教員に、成績評価方法・基準の記載と共に、14回分の授業内容の詳細を記載したシラバスの作成を義務付け、これを冊子として学生等に配布している。このシラバスと実際の授業内容との整合性、成績評価の客観性の担保等は、全授業科目に関して実施している学生による授業評価で相当程度行われているが、最終的にはあくまで教員の自律性に委ねられている側面がある。

教育技法という面でのファカルティ・ディベロップメントは、授業形態や内容の個別性に鑑みると一概に扱うことができず、組織的には行っていない。むしろ、教育者としての職業倫理の自覚という意味でのFDが今後の課題であるように思われる。

(5) 授業の適正人数規模

この点についても、文科省の設置基準等で50人程度までという指針があり、これを遵守することは勿論、より少人数での授業を行うべき科目についても適切に対応できており、問題は無い。

(6) 情報機器を活用した教育の実施状況

インターネット上に公開されている種々のデータを使用することは既に当然の前提とされており、年度当初のオリエンテーション等でも1日を充てて使用方法を教育している。各教員が、授業中にPCを持ち込んで利用している事例も特に珍しくなくなっている。メール等の活用も同様である。

本研究科として特記すべき事項としては、TKC、LIC等の商業ベースの判例データベースでの検索を学生が自宅からも行えるようにしている点がある。それとの関連で、TKCの提供しているシステムにシラバスや掲示板の機能をも載せる予定である。

また、模擬法廷等での法廷実務の教育やカウンセリング、ネゴシエーション等に関しては、ヴァジュアルな情報の活用が予定されている。

(7) e-Learning、遠隔授業の実施状況と今後の取組み

既に述べた早稲田大学法務研究科等との単位互換をよりスムーズに行うためにe-Learning、遠隔授業への取組みが必要になると思われる。それ以外に関しては、海外との大学との協定等が結ばれた場合に検討していくことになると思われる。

(8) セメスター制の導入状況あるいは導入計画

本研究科は、「模擬裁判」を除く全科目が2単位科目であり、春学期または秋学期のいずれかで完結しているが、完全なセメスター制とはなっていない。

Ⅲ－3 国内外における教育研究交流

(1) 国際交流推進に関する基本方針および国際交流の現状と課題

本研究科は、国際性を教育内容のキー・コンセプトのひとつとしており、今後の法曹の養成という観点からして、法制度に関する理解を深めておく必要のある外国・地域の法律大学院・法学部を中心に積極的に学術協定を締結する方針である。現在、本研究科固有の国際交流制度として、UCLA、ジョージタウン大学、イリノイ大学、コーネル大学等、アメリカのトップクラスのロースクールやヨーロッパの伝統ある法学部との間における多面的な提携プログラムを構築中であるほか、シドニー大学やオークランド大学等との提携交渉準備を開始している。

(2) 外国人教員の受入れ体制の整備状況

既に外国人教員を採用しているし、今後、提携校を中心とした教員による特徴あるカリキュラムの展開等を検討している。

Ⅲ－4 通信教育

(1) 通信教育の現状と問題および将来展望

該当せず。

Ⅲ-5 専門職大学院のカリキュラム

(1) 専門職大学院におけるカリキュラム編成上の義塾の独自性・特色

前出「Ⅲ-1 教育・研究指導の内容等」に述べた通り、法科大学院制度のカリキュラムについては文科省の設置基準等に厳しい制限があり、義塾の独自性・特徴は、国際性、学際性、先端性という3つのキー・コンセプトの下で展開した多様な選択科目群で発揮する他ない。既述のところを参照されたい。

2004年度の文科省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に採択された。それに基づき、既述のワークショップ・プログラムの大幅拡充を図っている。即ち、既存の企業法務、金融法務、渉外法務および知的財産法務の4分野に加え、第1に、少人数教育を実践するため、すでに設置しているWPに加えて、8つのWPを設置するとともに、新たに基本科目系の新規WPを設置し、第2に、本教育プロジェクトを実効的に展開するため、国際交流の促進、ティーチング・アシスタント制度の導入、チューター制度の活用、データベース利用等を積極的に推進することによって、教員および学生のブラッシュアップを進め、本学の教育理念の実現を推進する。

(2) カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合

法務研究科の授業は講義形式であっても双方向、多方向の授業であるが、演習形式でケース・スタディ、ディベートを行っている科目は2005年度で必修科目35科目中16科目、選択科目139科目中30科目である。

(3) 高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況

2005年度から「法曹倫理」を3年次の必修科目として開講する。授業内容と目的は、「弁護士等の法曹の倫理につき日本と外国における国際的な比較を行う。法曹倫理の主要課題につき倫理的な判断能力を養う。」である。

(4) 専門職大学院における高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・水準を維持するための方途とその適切性

2004年度～2006年度に関しては、カリキュラム内容及び教員の教育・研究能力等々に関して、文科省設置審による監督（拘束）があり、それが一定の方途であると同時に、義塾独自の施策を打ち出すことはできないのが現状である。

(5) 専門職大学院における高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定の仕組み

既述の通り、本研究科においては、修了単位の3分の2程度を占める必修単位につき、総てが進級・修了要件となっていることに加え、GPAポイント1.5以上ということも併せて同様に進級・修了要件となっている。

Ⅲ－６ 「連携大学院」の教育課程

- (1) 学外の研究所等と連携して大学院課程を展開している場合、教育内容の体系的・一貫制を確保するための方途

該当せず。

Ⅲ－７ 学位授与・課程修了の認定

- (1) 学位授与状況と授与方針・基準の適切性および将来展望

該当せず。

Ⅳ 研究活動と研究体制の整備

Ⅳ－１ 研究活動

- (1) 論文等研究成果の発表状況

本研究科の教員は、各学界において活躍している研究者であり、活発な発表状況であるが、データベース等は構築中である。

- (2) 特筆すべき研究活動状況

既述の通り、本研究科は専門職大学院であり、発足当初の現時点では、主として教育組織としての拡充に主眼が置かれている為、特筆すべき事項はない。

- (3) 附属研究所との関係・将来展望

既述の通り、本研究科は独立大学院である。該当せず。

Ⅳ－２ 研究体制の整備（経常的な研究条件の整備）

- (1) （個人・共同）研究費・研究旅費の充実度・問題点

既述の通り、本研究科は専門職大学院であり、発足当初の現時点では、主として教育組織としての拡充に主眼が置かれている為、特筆すべき事項はない。

- (2) 教員研究個室等の整備状況と将来計画

新校舎の完成と共に、2005年度から新たな研究環境に入る直前であり、特筆すべき事項はない。

(3) 教員の研究時間を確保させるための方途とその適切性

既述の通り、本研究科は専門職大学院であり、発足当初の現時点では、主として教育組織としての拡充に主眼が置かれている為、特筆すべき事項はないが、教員数の増加等によるサバティカル制度の導入等が検討されている。

(4) 競争的な研究環境の創出

(5) 研究論文・研究成果の公表を支援するための措置や大学・研究機関間の研究成果を発信・受信するシステムの整備について

本研究科独自の紀要として、「慶應法学」を2004年度から出版している。

(6) 研究等における倫理性の確保

該当せず。但し、法律学という学問の性質上、剽窃や不適切な引用註等に関しては特に厳しく対処している。

(7) 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

教育組織としての拡充に主眼が置かれている為、特筆すべき事項はない。

(8) 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

教育組織としての拡充に主眼が置かれている為、特筆すべき事項はない。

V 学生の受入れ

(1) 学生募集・入学者選抜方法

学生募集、選抜方法の適切性については、未だ結論は出せない段階にある。入試による学生の募集、研究科の理念、目標に基づくカリキュラム、それを担う教員、適正な評価それに基づく進級・修了の判定、修了者の進路（新司法試験、法曹関係業務）という総体から判断されるものと思われる。修了者もでていないこともあり、現時点ではある程度の質を保ちながら定員を確保することができたという程度のことである。2年後の（新）司法試験の結果が大きなフィードバックとなると思われる。

(2) 入学広報

入学広報のあり方については、入試や受験に関する正しい情報提供を行う「入試広報」と、大学で学ぶことにかかわる全般（研究科の教育目的や特徴、研究内容、カリキュラム、学習環境、学生生活等）に適切な情報提供を行う「入学広報」とがある。法務研究科はこれまでは前者に関

する広報が中心であった。これからは法務研究科の理念や目標に基づく授業の様子や「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の果実の公表など、慶應の現状と慶應が求める学生像と受験生が求めるものとのマッチングの場となるように改善していきたい。

(3) 法務研究科の理念・目的・教育目標と学生受入れ方針の関係

学生受入れの方針を「将来法曹となろうとするもの」とすると、新司法試験の結果も卒業生が出ていない現時点では、まだその関係を述べる段階には至っていないといえる。

(4) 塾内高校からの学部進学

該当せず。

(5) 特別学生受入れの状況

学則上の規定はあるが、現時点では受入れは特に考えていない。

(6) 留学生入試・外国人学生受入れ

学則上の規定はあるが、現時点では受入れは特に考えていない。

(7) その他の特記事項

特に「社会人入試」といった枠は設けていないが、入学者のなかには該当する入学者がいる。数校の有名大学出身者が多いが、客観的能力の差によるものであって、問題はない。

法学部3年終了時からの大学院「飛び入学」制度を認めており、2004年度は5名の入学者があったが、評価を下せる段階にない。

また学内推薦制度もなく門戸開放といえる入学試験であると思われるが、2004年度の入学者出身校は

未修コース 慶應 48.8%、東大 20.9%、一橋 9.3%、早大 8.4%

既修コース 慶應 55.3%、東大 23.9%、早大 6.9%、一橋 5.3%

となっている。

(8) 退学者の状況

現行司法試験合格者があり、10名が退学する予定（2005年3月31日付）。

(9) 定員管理

収容定員260名（未修者約80名、既修者約180名）に対して2005年1月1日付の学生数は273名（うち未修者86名、既修者187名）である。（8）にあるように10名が退学する予定であり、定員は守られたと思われる。

VI 教育研究のための人的体制

(1) 教員組織

専任教員・非常勤教員の割合や教員と学生の比率等については、文科省の設置基準等によって定められたところに準拠しており、特記すべきことはない。実務家教員、外国人教員、女性教員の受入れは、カリキュラム実施の必要性の観点から行っており、これまた特記すべきことはない。実務家教員は、基本的に総て任期付きで採用しており、流動性の確保は問題ないが、研究者教員に関しては、任期付きでは優秀な人材を確保しがたく、今後の課題である。主要な授業科目への専任教員の配置状況は、概ね良好であるが、発足直前の就任辞退や突発的な事情による担当の不可能化等での問題もある。

(2) 研究支援職員・組織の充実度

法務研究科に関わる職員組織の構成は、専任職員3名、派遣社員3名となっている。ただこの6名は通常業務（会議運営、教室運営、カリキュラム運営等）を行っており、研究支援を行う独自の職員・組織はない。専門職大学院ではあるが、全学的支援組織の存在を考慮しても、今後の課題であることは否定できない。

(3) 実験・実習等を伴う教育を実施する上での人的補助体制の整備状況

該当せず。

(4) TA 制度・SA 制度・RA 制度の状況とその活用

実績なし。

(5) 教員の募集・任免・昇任

設置申請の当初、設置基準をクリアーするためには52名以上の専任者を集めることが必要であったが、そのために自薦・他薦を中心に候補者を多数あげ、任用委員会（法科大学院開設準備室長、副室長、担当常任理事、法学部長、塾内評議員、有識者等）を設置して厳選に努めた。

また、本研究科においては、研究科委員会（学部等の教授会に相当する）とは別に運営委員会（前述の任用委員会に相当する委員からなる）を設けて人事権及び予算に関する権限を付与している。

研究者教員については、専任講師3年で助教授昇任資格を、助教授5年で教授昇任資格を取得し、論文審査を経て昇進する。実務家教員については、年限としてはこれに準ずるが、その他教育暦、実務家としての実績等を重視して判定する。

(6) 任期制、有期契約教員等、教員の流動性を促進する制度および任用の状況

実務家教員は有期とし、3年ないし5年の期間を設定し、再雇用の有無を確認する。報酬は年

俸とする。

専門職大学院の性質上、実務家教員は18名、非常勤講師の約半数は実務家教員である。そのほか、特例として認められている「専任・他」（法学部専任であると同時に法科大学院の専任）は10年以内に解消する必要があるため、その帰属を確定するほか欠員分の教員の任用を図る必要があるとともに、教員については、随時法学部との交流を図る予定である。

(7) 教員の教育・研究活動や研究活動の活性化合いについての評価方法

複数の競争講義においては、事前に、担当者全員による教材の作成、講義内容の確認を行うほか、事後に疑問点の確認、講義内容の反省等を実施している。その他、教員有志による研究会の実施、選択科目等においては複数教員による担当、ゲストスピーカーの活用等によって自己啓発に努めている。しかし、その評価方法については試行錯誤の段階である。

(8) 学内外の教育研究組織・機関との人的交流の状況

文科省の法科大学院構想の中においては、法科大学院は法学部・法学研究科の影響から遮断された独自の組織として機能していくことが予定されているが、現実には、研究者教員としての人材を求め得るのは主として法学部・法学研究科であり、文科省も10年の猶予期間を設けている。本研究科も、法学部からいわゆる専任教員の助力を得ている。また、訴訟法や実務関連科目に関しては、法務省や裁判所に依頼して派遣教員を受入れている。他大学からの非常勤講師については言うまでもないであろう。

Ⅶ 施設・設備等

Ⅶ-1 施設・設備等の整備

(1) 教室等の量的・質的充実度、稼働状況および将来計画

2004年度は既存の施設で賄った為、極めて不十分な状況であったが、2005年度は新校舎が完成し、稼働する予定である。

(2) 学生・教員に対する情報機器の利用環境・機器配備状況

全学的な対応が為されていて、基本的に優れた利用環境と機器の配備状況である。判例データベースについては、学生にも学外からのアクセスを可能化している点は特記に値しよう。その他、既存の施設で対応した2004年度でさえ、全く問題はなかったといい得る。むしろ、今後は自習室内でのPC使用等の問題への対応が課題と成るであろう。

(3) 施設・設備の社会への開放に対する配慮

全学的に対応されており、該当せず。

(4) 記念施設・保存建物の保存・活用の状況

該当せず。

(5) 大学院の専用とするべき施設・設備の整備状況と将来計画

2005年度は新校舎が完成し、稼働する予定であるが、その中に専用の自習室、図書室等が含まれる。

(6) 大学院学生用キャレル・実習室等の整備状況と将来計画

2005年度は新校舎が完成し、稼働する予定であるが、その中に専用の自習室、図書室等が含まれる。

(7) 夜間の教育研究を円滑に行うための施設・設備・サービス提供に対する配慮と課題

全学的に対応されており、本研究科からの自習室の開室時間の延長要請、休暇中の開室等々にも適切に対応が為された。2005年度は新校舎が完成し、稼働する予定であるが、そこでのサービス等についても早急に煮詰める必要がある。

(8) 本校以外にも拠点（サテライト等）をもつ大学院における教育研究指導環境の整備状況

該当せず。

Ⅶ-2 キャンパス・アメニティ等

(1) 学生の福利厚生のための施設・設備の充実度と今後の課題

全学的に対応されており、該当せず。

(2) 大学周辺の「環境」への配慮の状況

全学的に対応されており、該当せず。

Ⅶ-3 利用上の配慮、責任体制

(1) 障害をもつ学生・教職員への施設・設備面での配慮の状況

視覚障害を有する学生への配慮については、III-1 (9) を参照されたい。視覚障害以外に特段の配慮・対応を要する障害を有する学生・教職員はいない。

(2) 各施設等の利用時間帯の配慮

全学的に対応されており、該当せず。

(3) 大規模地震等の災害への危機管理対策

全学的に対応されており、該当せず。

(4) 実験等における危険防止のための安全管理・衛生管理・環境被害防止の徹底を図るための制度の確立状況

該当せず。

Ⅷ 図書館および図書等の資料、学術情報

(1) 図書館資料等の質および量（コレクションマネジメント）

本研究科の必要とする図書館資料については、法学部・法学研究科等が収集したものを全学的なメディア・センターが管理しており、質・量的に極めて優れたコレクションが利用可能である他、本研究科発足に当たり、特別予算を得て、各教員及びメディア・センターの協力により、教育・研究に必要な資料を体系的に収集した。2005年度に完成する新校舎の中に専用の図書室等が置かれる。経常的な図書資料収集は、図書委員会が管轄している。

(2) 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況（ハードウェア）

2005年4月竣工予定の新校舎になるまで、法務研究科に特化した図書は仮住まいの建物にあり、学生への貸出し、コピーサービスを行っている。蔵書数は図書（和：5,179冊、洋：2,480冊）、雑誌（和：23タイトル、洋：35タイトル）。

(3) 図書館サービスの状況（ソフトウェア）

III-2-(6)で提供しているシステム以外、法務研究科に特化したサービスは行っていない。

(4) 学外との相互協力、社会貢献（アウトリーチ）

全学的に対応されており、特筆すべき事項はないが、早稲田大学との図書館相互利用協定は2004年度の本研究科の立ち上がり時点における学生の資料収集に大いに貢献した。

Ⅸ 社会貢献

(1) 社会人向け教育プログラム・公開講座の開設状況

本研究科独自のものは未だ行っていないが、全塾的企画には教員等が積極的に協力している。

(2) 企業との連携としての寄附講座の開設状況

現時点では、寄附講座は未開設である。

(3) 研究成果の社会への還元

本研究科教員の中には、各種の政府審議会及び委員会の委員として、また学会の理事等として活躍している者が少なからず存し、政策ないし種々の施策決定に貢献している。

(4) 特許・技術移転その他知的資産

該当せず。

(5) 産学連携と倫理規定

該当せず。

X 学生生活への配慮

(1) 学生生活支援の基本的な考え方

全学的に対応されており、該当せず。

(2) 課外活動・課外教養の指導・支援

全学的に対応されており、該当せず。

(3) 奨学制度

本研究科固有の奨学制度としては、入学試験に際して優秀な成績を収めた者に対する授業料免除（標準授業の全額。2年目以降も一定の成績を取る限度で継続）と、文科省が大学に補助金の形で交付する資金の全入学生への均一還元（2004年度は50万円）がある。その他、義塾全体で行われている奨学融資制度等もある。一般的に、奨学金原資の確保が課題であることはいうまでもないが、退職して入学してきた未修者等、奨学基準として入試成績や学業成績を用いることが必ずしも妥当ではない学生もおり、奨学制度の新たな視座を固めることが急務であるように思われる。

(4) 就職（進路）指導

専門職大学院であり、特段の問題はない。適性のない学生の指導が問題になる可能性があるが、未だその時期に至っていない。

(5) 学生の心身の健康保持・増進への配慮

クラス担任・学習指導委員等を中心として、個々の学生の特にメンタルなケアに留意している。

また、「保健管理センター」では毎日交代で医師が常勤しており、年に1度の健康診断をはじめ健康保持・増進に努力している。また、学生総合センターの下に「学生相談室」があり、日常的な悩みから、メンタルヘルスについての相談に応じている。保健管理センターには精神科医もあり、適宜学生の相談に応じている。

(6) ハラスメント防止のための措置

慶應にはハラスメント防止については各キャンパスに「ハラスメント防止委員会」が設置されており、教職員、学生の窓口となっており、機能していると思われる。その適切性についてはプライバシーや守秘義務とのかかわりで研究科として判断はできない。

(7) 学生生活支援を効果的に行うための組織体制

クラス担任・学習指導委員等を中心として、個々の学生の相談に対応し、必要に応じて全学的組織に委ねている。学生生活全般については「学生総合センター」が、学事全般については「学事センター」が中心になっている。

XI 管理運営

(1) 評議員会、理事会等

該当せず。

(2) 塾長選挙、評議員選挙

該当せず。

(3) 教授会・研究科委員会等

実質的な審議・決定機能を果たしており、ほぼ適切に機能しているといえる。

(4) 研究科委員会と学部教授会との相互関係

該当せず。

(5) 学部・研究科等の意思決定プロセスの透明度

法務研究科学則第 38 条は、「本研究科に法務研究科委員会を置く。② 本研究科委員会は、本研究科に所属する専任教員をもって組織する。」と規定し、第 40 条は「本研究科委員会は、委員長が招集し、その議長となる。」、第 41 条は、「本研究科委員会は、委員定数の過半数の出席がなければこれを開くことができない。」としている。本研究科は、この研究科の全専任教員が出席する最高決議機関である研究科委員会の下に、学習指導会議、カリキュラム委員会、入試委員会、図書委員会、広報委員会、等の各種委員会が設置され、研究科委員長の下で運営されている。研究科委員会には、各種委員会から補佐会議、常任委員会を経て、各種の報告・議題等が提出される。換言すれば、研究科委員会は、各種委員会と補佐会議、常任委員会と有機的に結びつきながら一体となって、懸案事項を解決してきている。設置されてから日が浅いが、現在のところ、適切に機能していると思われる。

(6) 大学評議会等全学的審議機関の権限の内容と運用

該当せず。

(7) 教学組織と法人理事会との間の連携協力関係・機能分担・権限委譲

該当せず。

(8) 管理運営に関する学外有識者の関与の状況

本研究科では、人事及び予算その他の重要事項に関し、複数名の学外有識者を含む運営委員会を置いて、審議・決定している。

(9) 危機管理体制の整備状況

現時点では、明確な体制は未整備であるが、補佐会議及び学習指導委員会の 2 つの組織を通じて対応が可能であると思われる。

XII 財 政

XII-1 教育研究と財政

(1) 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度

全学的に対応されており、該当せず。

XII-2 外部資金等

(1) 文部科学省科研費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費等）の受入れ状況

科学研究費補助金及び通常の外部資金に関しては、教員個人のイニシアティブの下、全学的な支援体制を利用して対応されている。専門職大学院の教育業務の負担との関係で、必ずしも積極的な研究資金獲得へのインセンティブがないせいか、受入れ状況は、教員の研究能力に比すと好ましい状況とは言い難い。

研究科自体としては、2004年度より文科省の専門職大学院形成支援補助金の交付を受けている。

(2) 予算配分・予算執行のプロセスの透明性・適切性

補佐会議・常任委員会レベルで予算請求等についての説明があり、付いた予算は管轄委員会から研究科委員会等に執行提案が為され、透明且つ適切に執行されている。

XII-3 財務監査

(1) 監査システムとその運用

該当せず。

XII-4 財政公開

(1) 財政公開の状況とその内容・方法

該当せず。

XII-5 私立大学財政の財務比率

(1) 消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目ごとの比率

該当せず。

XIII 事務組織

XIII-1 事務組織と教学組織との関係

(1) 事務組織と教学組織との連携協力関係の確立状況

学事センターに法務研究科専務の専門職大学院担当（課長1、係主任1、事務職員1名、派遣社員3名）が事務局として置かれ、研究科委員長を補佐している。

Ⅲ－２ 事務組織の役割

(1) 学部・大学院の教学に関わる事務組織体制と企画・立案・補佐機能

教学については、入試業務、履修業務、成績処理業務の補佐を、研究科の運営については各種委員会の開催、実施、記録等の補佐をしている。

(2) 予算編成過程における事務組織の役割

研究科委員長を中心とする教学組織からの要請を数額化する等の実務に係わるほか、学事等に関する独自の観点から意見の具申、予算項目の提案等を行っている。

(3) 国際交流・入試・就職・研究支援等の専門業務への事務組織の関与の状況

末端の実務担当を行う他は、全学的に対応されており、該当せず。

Ⅲ－３ 事務組織の機能強化のための取組み

(1) 教育研究活動を十全に支援・協働するための職員の質的・量的充実度および人材育成の課題

全学的に対応されており、該当せず。

Ⅳ 自己点検・評価

(1) 大学全体および各学部・研究科等における恒常的な自己点検・評価システムの確立状況

検討中。

(2) 自己点検・評価の結果を将来の改善・改革につなげるための仕組み

検討中。

(3) 学外者を含めた委員会の設置など、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保する仕組み

検討中。

(4) 自己点検・評価の結果の学外への発信状況

実績なし。

Ⅴ 卒業生との関わり

(1) 卒業生の状況把握（就職先企業、現住所、同窓会活動など）

実績なし。

(2) 社中の一員としての協力・貢献（寄附、在校生支援、評議員など）

三田法曹会から多様な支援を得ている。1932年に発足した「三田法曹会」は慶應義塾出身者の法律家で構成される組織であり、会員数は、現在、約1,500名で互いの研鑽、後進のサポートに尽力している。本研究科では、広く法曹界とのコンタクト仲介の他、実務家教員の選任、入門ゼミの指導者、エクスターンシップ受入れ等々での全面的なサポートを受けている。

(3) 義塾から卒業生に対するサービス（社会人教育、招待など）

実績なし。

(4) その他（学会等）

実績なし。

以 上